

**COVID-19 感染拡大に関連した
インドネシア政府による
経済対策・事業者支援策**

2020.06

静岡県東南アジア駐在員事務所

はじめに

1. [措置内容] 個人所得源泉税 (PPh21) の政府負担 (免除)
2. [措置内容] 輸入時の前払法人税 (PPh22) の免除
3. [措置内容] 予納法人所得税 (PPh25) の 30%免除
4. [措置内容] 外形標準課税 (PP23 Tahun2018) の免除
5. [措置内容] 低リスク課税業者の付加価値税 (PPn) の暫定還付

免責事項

当該資料に掲載されている情報について、静岡県東南アジア駐在員事務所は当該資料の利用者が当該資料の情報をを用いて行う一切の行為について、何らの責任を負うものではありません。下記に起因して利用者に生じた損害につき、静岡県東南アジア駐在員事務所としては責任を負いかねますので御了承ください。

はじめに

コロナ禍が経済に多大な影響を世界中へ与えており、インドネシアも各国同様、政府による手厚い対応が求められている。施行まで至っていない検討段階の施策もあり、その中には、国産原料に係る付加価値税の軽減施策、中小・零細事業者向けの返済困難となった債務再編施策（支払利子の補助、元本返済優遇策等）、製造業者向けに景気刺激策として、特定産業の電気料金減額・割引、原材料の輸入許可取得緩和等が挙げられる。

本書では、外資企業含むインドネシア国内大企業向け経済対策のなかで、主に現時点で確認できている税制優遇措置について、多くのインドネシア外資企業が期限付きでファシリティーを受けることのできる措置について記載する。

1. [措置内容] 個人所得源泉税 (PPh21) の政府負担 (免除)

一定の条件を満たした場合、個人所得源泉税 (PPh21) が免除される。政府負担の個人所得税は、従業員へ支給することとあり、政府から会社への補助はない。そのため、会社のコストカットにはならない施策となる。国民の税務負担を減らすことを目的としている。

(1) 対象者、対象業種

- ① 対象 KLU (事業分類コード) の従業員である、且つ／または、KITE (輸出向ファシリティー保有企業)、Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB (保税工場関連ファシリティー保有企業) の従業員である
※ KLU については、確定申告済の 2018 年度年次申告書 (SPT Tahunan) 内に記載されている KLU が基準となる。製造業を中心に 1062 の事業分類コードが対象。その他、修繕サービス, 建設業, 商社 (機械, スペアパーツ, 繊維, 等) 冷蔵倉庫, 不動産業, コンサルティング等が含まれる。
- ② NPWP (納税者番号) を所有している従業員
- ③ 年間固定総所得が 2 億ルピア未満 (約 152 万円程) の従業員

(2) 施行期間

2020 年 4 月度取引 (5 月納税申告分) ~2020 年 9 月度取引 (10 月納税申告分)

適用期間は許可書発行日から 9 月分 (10 月納税申告分) まで

(3) 申請方法

規程付属 C のフォーマットを使用して雇用者 (会社) が申請。

(DJP online (租税総局システム))

<https://djponline.pajak.go.id/account/login> での申請可)

※法律上、5 営業日以内に許可を受け取ることが可能となっており、実際の運用も 5 営業日以内に認可を受けることができる。

(4) 実績報告義務

優遇措置を受けた場合、3 カ月に 1 度の実績報告義務がある。

- 報告対象期間: 4 月~6 月分 報告期限: 7 月 20 日まで
- 報告対象期間: 7 月~9 月分 報告期限: 10 月 20 日まで

2. [措置内容] 輸入時の前払法人税（PPh22）の免除

一定の条件を満たした場合、輸入時に納付する PPh22（輸入時前払い法人税）が全額免除される措置。工場業務や輸入販売を営む法人が、材料、物品輸入した時点で発生する税金であり、未納付の場合、通関処理が行えない税金である。輸入過多企業においては、年度末法人所得税申告時に、PPh22 支払分が過払い・還付ポジションとなり税務調査が入る場合のリスク軽減や、会社のキャッシュフロー面での負担軽減が期待できる。

（1）対象者、対象業種

- ① 対象 KLU（事業分類コード）の会社である、且つ／または、KITE（輸出向ファシリティー） Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB（保税工場関連ファシリティー）を保有している。 ※KLU については、申告済の 2018 年度年次申告書（SPT Tahunan）内に記載されている KLU が 基準となる。431 の事業分類コードが対象。2 輪 4 輪の製造業や一部商社も対象となっている。

（2）施行期間

施行期間：2020 年 4 月度取引（5 月納税申告分）～2020 年 9 月度取引（10 月納税申告分）

適用期間： 許可書発行日から 9 月分（10 月納税申告分）まで

（3）申請方法

後程付属 J のフォーマットを使用して雇用者（会社）が申請。（DJP online（租税総局システム） <https://djponline.pajak.go.id/account/login> での申請可）

申請後、Surat Keterangan Bebas PPh22（PPH22 免税通知書）が発行される。

※法律上、3 営業日以内に許可を受け取ることが可能

（4）実績報告義務

優遇措置を受けた場合、3 カ月に 1 度の実績報告義務がある。

- 報告対象期間： 4 月～6 月分 報告期限： 7 月 20 日まで
- 報告対象期間： 7 月～9 月分 報告期限： 10 月 20 日まで

3. [措置内容] 予納法人所得税 (PPh25) の 30%免除

一定の条件を満たした場合、予納すべき PPh25 月次分割納付税金が 30%免除される。インドネシアの納税方法の大きな特徴として、申告納税制度が採用されており、税務番号を保有する法人は昨年度実績法人税額を基に、毎月 12 分の 1 の額を納税する義務が生じる。対象企業においては、年度末法人所得税申告時に、PPh25 支払分が過払い・還付ポジションとなり税務調査が入る場合のリスク軽減や、会社のキャッシュフロー面での負担軽減が期待できる。

(1) 対象者、対象業種

- ① 対象 KLU (事業分類コード) の会社、且つ／または、KITE (輸出向ファシリティー) Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB (保税工場関連ファシリティー) を保有している。 ※KLU については、申告済の 2018 年度年次申告書 (SPT Tahunan) 内に記載されている KLU が基準となる。846 の事業分類コードが対象。製造業、建設業、一部商社業冷蔵倉庫, 不動産業, コンサルティング業等が対象。

(2) 施行期間

施行期間: 2020 年 4 月度取引 (5 月納税申告分) ~2020 年 9 月度取引 (10 月納税申告分)

適用期間: 許可書発行日から 9 月分 (10 月納税申告分) まで

(3) 申請方法

法律付属 C のフォーマットを使用し申請。

(DJP online (租税総局システム) <https://djponline.pajak.go.id/account/login>

での申請可) 申請後、許可書が発行される。

※法律上、5 営業日以内に許可を受け取ることが可能

(4) 実績報告義務

優遇措置を受けた場合、3 カ月に 1 度の実績報告義務がある。

- 報告対象期間: 4 月~6 月分 報告期限: 7 月 20 日まで
- 報告対象期間: 7 月~9 月分 報告期限: 10 月 20 日まで

4. [措置内容] 外形標準課税 (PP23 Tahun2018) の免除

一定の条件を満たした場合、納付すべき外形標準課税が免除される。本項で指す外形標準課税とは、政令 PP.No. 23/2018 にて規定、運用されている特定課税事業者に対する外形標準課税である。定められた期間、年間収益金額が 48 億ルピア以下の場合、売上高に対して 0.5%の外形標準課税（ファイナル分離課税）の納付となる。対象企業においては、会社のキャッシュフロー面での負担軽減が期待できる。

(1) 対象者、対象業種

外形標準課税 (PP23 Tahun2018) 対象企業すべて

(2) 施行期間

施行期間： 2020 年 4 月度取引（5 月納税申告分）～2020 年 9 月度取引（10 月納税申告分）

適用期間： 許可書発行日から 9 月分（10 月納税申告分）まで

(3) 申請方法

DJP online（租税総局システム） <https://djponline.pajak.go.id/account/login>

での申請

(4) 実績報告義務

翌月 20 日までに行う。（例：2020 年 4 月分は、5 月 20 日まで）

5. [措置内容] 低リスク課税業者の付加価値税 (PPn) の暫定還付

付加価値税法 9 条 4 c 項に基づく企業「低リスクの課税業者」ステータスを一時的に付与されることにより、還付所用期間を大幅短縮、税務調査なし・企業担当税務署員からの簡易的な確認のみにて、暫定還付を受けることが可能。問題点は、この暫定還付を受けた後に、還付対象年度の税務調査を受けて否認された付加価値税は、100%の罰金を受けることから注意の必要がある。

(1) 対象者、対象業種

- ① 対象 KLU (事業分類コード) の会社である、且つ/または、KITE (輸出向ファシリティー) Izin Penyelenggara KB, Izin Pengusaha KB, PDKB (保税工場関連ファシリティー) を保有している

※KLUについては、申告済の 2018 年度年次申告書 (SPT Tahunan) 内に記載されている KLU が基準となる。431 の事業コードが対象。2 輪 4 輪の製造業や一部商社も対象となっている。

- ② 50 億ルピア以下の過払付加価値税がある企業

(2) 施行期間

施行期間: 2020 年 4 月度取引 (5 月納税申告分) ~2020 年 9 月度取引 (10 月納税申告分)

還付期限: 2020 年 10 月末日

(3) 申請方法

月次申告の際に、還付希望として申請を行う。

(4) 実績報告義務 無